

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

農地中間管理事業規程

(事業実施の基本方針)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法第101号。以下「法」という。)第4条の規定により農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団(以下「機構」という。)は、法第3条に基づき岡山県において策定された農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に即して、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、次に掲げる農地中間管理事業(法第2条第3項)を行うものとする。

- 一 農用地等について農地中間管理権(法第2条第5項に規定する権利をいう。)を取得すること。
- 二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け(貸付けの相手方の変更を含む。)を行うこと。
- 三 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。
- 四 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理(当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。)を行うこと。
- 五 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(市町村、農業委員会、農業協同組合等と一体となった推進)

第2条 機構は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。

- 2 機構は、必要がある場合は、機構が農地中間管理事業を実施しようとする市町村に対し、当該市町村の同意を得た上で、地域における機構の窓口として業務委託を行うことができるものとする。さらに、必要に応じて、市町村公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。
- 3 機構は、市町村や市町村が指定する者に、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を策定するよう、求めるものとする。
- 4 機構は、市町村以外に業務委託を行う場合は、その業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(重点実施区域の基準)

第3条 農地中間管理事業を重点的に実施する区域は、人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払

交付金、中間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農地利用の在り方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とする。

2 前項の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第4条 機構は、形状又は性質に照らして、農用地等として利用することが適切と認められる農用地等について、農地中間管理権を取得するものとする。

2 機構は、農業委員会が再生不能と判定した遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

一方、遊休農地であっても、再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合であって、借受希望者への貸付けが見込まれるものについては、農地中間管理権の取得について十分検討するものとする。

3 機構は、第5条第2項で決定した区域(以下「実施区域」という。)における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

4 前項の事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

(借受希望者の募集等)

第5条 借受希望者の募集は、通年で行うものとする。

2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域(人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定)とし、当該市町村の意見を聞いて決定するものとする。

3 募集に当たっては、当該区域における、次の事項を明確にして募集するものとする。

一 農用地等の特徴(水田地帯、畑地帯、果樹地帯など)

二 当該区域内に担い手が十分存在しているかどうか(関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断)

4 募集に当たっては、応募者に対し、次の事項を明確にするよう求めるものとする。

一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件

二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

三 借受けを希望する期間

四 現在の農業経営の状況(作物ごとの栽培面積等)

五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由(規模の拡大、農地の集約化、新規参入等)

六 その他必要な事項

5 募集は、インターネットの利用等により30日以上募集期間で行うものとし、また、応募内容の有効期間を明らかにして実施するものとする。

6 新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等の、地域で新たに農用地等を確保

して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。区域内に担い手が十分いない実施区域(関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断)については、他区域に法人経営体や参入を希望する企業等があるときは、募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。

7 募集に応じた者については、次の事項を整理し、インターネットの利用等により公表するものとする。

- 一 その氏名又は名称
- 二 実施区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- 五 その他必要な事項

8 機構は、農用地等の貸付先の決定を公平かつ適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第18条第4項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(貸付希望者の把握)

第6条 機構は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして、次の事項の把握に努めるとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の熟成に努めるものとする。

- 一 各区域の人・農地プランの策定・見直しの状況
- 二 特に、当該区域に担い手が十分いるかどうか
- 三 当該区域に機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運があるかどうか
- 四 当該区域の遊休農地の現状及び今後の見通し等

(農地中間管理権の取得の方法)

第7条 機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

2 機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

3 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者(法第8条第3項第4号に規定する農用地等の所有者をいう。)からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

4 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

5 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則として、10年以上となるように努めるものとする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、3年以上の期間であれば借受けを行うことができるものとする。

6 前項の期間は、対象の農用地等がある区域内に、他に農地中間管理権を取得している農

用地等があるときは、当該農用地等の期間を考慮して、対象の農用地等の期間を定めることができるものとする。

- 7 機構は利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずるよう促すものとする。

(貸付先の決定方法)

第8条 機構は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を經由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画(以下「集積計画一括方式」という。)への同意による、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、次の基本原則に留意するものとする。

- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は分散錯圃の解消に資すること。
 - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
 - 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
 - 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- 2 機構は、前項の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。
 - 3 実施区域内において次に掲げる場合は、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定(貸付先の変更を含む。)を行うものとする。(優先配慮)
 - 一 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
 - 二 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合
 - 4 当該農用地等に隣接する農用地等で農業経営を営んでいる担い手である借受希望者(この項において「隣接借受希望者」という。)がいる場合は、次の各号によるものとする。(優先配慮)
 - 一 隣接借受希望者がいる場合には、まず当該者と協議を行うものとする。
 - 二 隣接借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位を付けた上で、順次協議するものとする。
 - 5 前二項以外の場合で、実施区域内に十分な担い手がいる場合は、当該区域の借受希望者のうち、その区域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等)により優先順位を付けた上で、順次協議を行うものとする。なお、これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。
 - 6 前項の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第

三者委員会を設置するものとする。

- 7 第3項及び第4項以外の場合で、実施区域内に十分な担い手がいない場合は次の各号によるものとする。
 - 一 当該区域の借受希望者(新規参入者等を含む。)のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等)により優先順位を付けた上で、順次協議を行うものとする。
 - 二 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
 - 三 第一号の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- 8 市町村が集積計画一括方式を検討している場合は、機構は、市町村段階において、第1項から第7項までの貸付先決定方法に即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- 9 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- 10 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 11 機構は、岡山県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、機構のホームページを活用して、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

(賃料の水準等)

- 第9条 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該区域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- 2 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

- 第10条 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
- 一 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- 2 解除に当たっては、当該農用地等の所有者と十分協議し、所有者が管理経費を負担するな

ど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地の利用状況の報告等)

第11条 機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第12条 機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務(第1条第1項第3号の業務をいう。)を行うことができるものとする。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第13条 機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(業務委託)

第14条 機構が、農地中間管理事業に係る業務のうち、畦畔・法面の修繕、草刈り・管理耕作、窓口業務(出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、農用地利用配分計画の作成支援、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等)、利用条件改善業務の実施、広報等について市町村に委託しようとするときは、委託する業務内容を明確にした上で、委託するものとする。

- 2 機構は、前項の業務について、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等に対して委託しようとするときは、当該組織が委託した業務を適切に行うことのできる能力等を有することを確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- 3 前二項の業務委託にあたっては、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができる者として岡山県知事が指定した者への委託を進めるものとする。

(農用地利用改善事業)

第15条 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨を農用地利用規定に定めようとする場合には、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するも

のとする。

- 2 機構は、事前に、農地中間管理権の取得について第4条の基準に即して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを第8条の農用地利用配分計画の決定方法に即して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規定に対する同意をするものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の募集は、事業開始の初年度については同項の規定に関わらず、募集準備が整い次第速やかに行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、岡山県知事の認可後、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年5月24日法律第12号)の施行日から施行する。